

平成23年10月3日

各位

青い森信用金庫

「台風15号被災者ローン」の取扱い開始について

今般の「台風15号」により被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

青い森信用金庫は、今回の台風15号の被害に遭われた被災者の皆さまを対象に、下記のとおり「台風15号被災者ローン」の取扱いを開始いたしましたので、お気軽にご相談ください。

記

1. 取扱期間 平成23年10月3日(月)～平成24年3月30日(金)
2. 対象者 台風15号により被害を受けた個人および法人
3. 資金用途 台風15号による災害復旧資金
4. 融資金額 事業者 50万円以上 2,000万円以内
個人 10万円以上 500万円以内
5. 融資期間 10年以内
6. 貸出金利 事業者 変動 1.975%～2.375%
個人 固定 1.5%
7. 返済方法 毎月元利均返済または毎月元金均等返済(元金据置期間6ヶ月以内)
8. 保証人 中小企業 : 代表者 個人事業者 : 配偶者または後継者
個人 : 原則家族保証

※ 詳しくは次頁「台風15号被災者ローンの内容」をご覧ください。

台風 15 号被災者ローンの内容

平成 23 年 10 月 3 日現在

	事業者向け	個人向け
ご利用いただける方	<p>中小企業および個人事業者の方 次のすべての条件を満たす方</p> <p>イ. 同一場所で同一業種を 3 年以上営業している方</p> <p>ロ. 営業区域内の豪雪・強風等にて被害を受けた被災法人</p> <p>ハ. 当金庫の審査基準に該当される方</p>	<p>個人の方 次のすべての条件を満たす方</p> <p>イ. 借入時年齢が満 20 歳以上の方</p> <p>ロ. 営業区域内の地震災害等にて被害を受けた被災者</p> <p>ハ. 当金庫の営業地域にお住まい、もしくは勤務されている方</p> <p>ニ. 現勤務先に 2 年以上勤務している方</p> <p>ホ. 当金庫の審査基準に該当される方</p>
お 使 い み ち	<p>災害復旧資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災に伴う運転資金 被災に伴う設備資金 	<p>災害復旧資金</p> <p>次のいずれかの資金（ただし、事業性資金は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居の補修、修繕資金 自家用車の修理、買替資金 家具、家電等の修理、買替資金
ご 融 資 限 度 額	<p>50 万円以上～2,000 万円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転資金または設備資金 	<p>10 万円以上～500 万円以内</p> <p>（前年度年収の範囲内）</p>
ご 利 用 期 間	<p>運転資金 10 年以内</p> <p>設備資金 10 年以内</p>	<p>10 年以内</p>
ご 融 資 利 率 (平成 23 年 10 月 3 日現在)	<p>ご融資期間 適用利率</p> <p>変 3 年以内 年 1.975%</p> <p>動 3 年超～ 7 年以内年 2.175%</p> <p>金 7 年超～ 10 年以内年 2.375%</p> <p>利 (本金利については最下限金利とし、保証協会利用の場合はさらに 0.3%引き下げます)</p>	<p>固定金利 年 1.500%</p>
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元金均等返済または毎月元金均等返済となります (元金据置期間は 6 か月以内) 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月元金均等返済または毎月元金均等返済となります (元金据置期間は 6 か月以内) (ボーナス併用返済もできます)
保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業 : 代表者 個人事業者 : 配偶者または後継者 	<ul style="list-style-type: none"> 原則家族保証
担 保	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて
お 持 ち 頂 く 書 類	<ul style="list-style-type: none"> 税務申告書 3 期分 代表者の収入証明書 商業登記簿謄本 納税証明書 被害状況を確認できるもの (「罹災証明書」または写真等) その他審査に必要な書類 	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証または健康保険証 公的所得証明書 (源泉徴収票、確定申告書) 資金使途確認書 (見積書、請求書等) 振込依頼書写し 被害状況を確認できるもの (事業者同様) その他審査に必要な書類
お 取 扱 開 始 日	<p>平成 23 年 10 月 3 日～平成 24 年 3 月 30 日</p>	<p>平成 23 年 10 月 3 日～平成 24 年 3 月 30 日</p>

※ 上記以外につきましてもお気軽にご相談下さい。